

○昭和村景観条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第2条）

第2章 景観法に基づく行為の制限等（第3条—第5条）

第3章 景観重要建造物（第6条—第8条）

第4章 景観重要樹木（第9条—第11条）

第5章 景観協定（第12条—第16条）

第6章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）並びに昭和村景観条例（平成27年昭和村条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 景観法に基づく行為の制限等

（事前協議書の提出）

第3条 条例第9条の規定による事前協議書の提出は、事前協議書（様式第1号）により行うものとし、当該事前協議書の作成に当たっては、別表第1の行為の種類欄に掲げる行為の区分に応じて、それぞれ添付図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。

2 事前協議書の提出部数は、本書1部及びその写し1部とする。ただし、村長が必要と認めるときは、本書の写しの提出部数を増加し、又はその写しを省略することができる。

(行為の届出)

第 4 条 条例第 1 0 条の規定による届出の方法は、法第 1 6 条第 1 項の規定による届出にあっては景観計画区域における行為届出書 (様式第 2 号) を、法第 1 6 条第 2 項の規定による届出にあっては景観計画区域における行為変更届出書 (様式第 3 号) を村長に提出して行うものとする。

- 2 前項に規定する届出書には、別表第 1 の行為の種類欄に掲げる行為の区分に応じて、それぞれ添付図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 村長は、前項に規定する図書のほか、参考となるべき事項を記載した図書の添付を求めることができる。
- 4 前条に規定する事前協議書が提出され、事前協議の結果を受けて変更点がない場合は、第 2 項に規定する添付図書の提出を省略することができる。

(適用除外)

第 5 条 条例第 1 2 条の規定による行為の規模は別表第 2 に掲げる規模とする。

第 3 章 景観重要建造物

(指定の同意等)

第 6 条 条例第 1 8 条第 1 項の同意は、景観重要建造物指定同意書 (様式第 4 号) により行うものとする。

- 2 村長は、条例第 1 8 条第 4 項の規定により指定の告示をしたときは、景観重要建造物指定通知書 (様式第 5 号) を交付するものとする。
- 3 村長は、条例第 1 8 条第 4 項の規定により指定の解除の告示をしたときは、景観重要建造物指定解除通知書 (様式第 6 号) により通知するものとする。

(現状変更行為の許可等)

第 7 条 条例第 1 9 条第 1 項の規定による許可の申請は、景観重要建造物現状変更行為許可申請書 (様式第 7 号) の正本及び副本に、別表第 3 に掲げる添付図書の図書を添付して行うものとする。

- 2 村長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助言及び指導を行う必要がないと認めるときは、当該届出者に対し副本を交付するものとする。
- 3 村長は、第1項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。
- 4 前3項の規定は、景観重要建造物に係る現状変更行為の許可申請の内容を変更する場合について準用する。

(景観重要建造物の状況の報告等)

第8条 条例第21条第1項第2号の規定による報告は、景観重要建造物状況点検結果報告書(様式第8号)により行うものとする。

- 2 景観重要建造物の所有者又は管理者は、条例第21条第1項第2号の規定による点検を年1回行わなければならない。ただし、村長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

第4章 景観重要樹木

(指定の同意等)

第9条 条例第23条第1項の同意は、景観重要樹木指定同意書(様式第9号)により行うものとする。

- 2 村長は、条例第23条第4項の規定により指定の告示をしたときは、景観重要樹木指定通知書(様式第10号)を交付するものとする。
- 3 村長は、条例第23条第4項の規定により指定の解除の告示をしたときは、景観重要樹木指定解除通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(現状変更行為の許可等)

第10条 条例第24条第1項の規定による許可の申請は、景観重要樹木現状変更行為許可申請書(様式第12号)の正本及び副本により行うものとする。

- 2 村長は、前項に規定する申請が行われたときは、その内容を審査し、助言及び指導を行う必要がないと認めるときは、当該届出者に対し副本を交付するものとする。

3 村長は、第1項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

4 前3項の規定は、景観重要樹木に係る現状変更行為の許可申請の内容を変更する場合について準用する。

(景観重要樹木の状況の報告等)

第11条 条例第26条第1項第3号の規定による報告は、景観重要樹木状況点検結果報告書(様式第13号)により行うものとする。

2 景観重要樹木の所有者又は管理者は、条例第26条第1項第3号の規定による点検を年1回行わなければならない。ただし、村長が適当と認めたときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

第5章 景観協定

(認可申請)

第12条 条例第29条第1項の規定による認可の申請は、景観協定認可申請書(別記様式第14号)に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 景観協定書
- (2) 景観協定を締結した理由書
- (3) 景観協定区域を表示する図面
- (4) 法第81条第1項の土地所有者等の同意を証する書類
- (5) その他村長が必要と認める書類

(認可)

第13条 村長は、景観協定の認可の申請があったときは、認可の適否を決定するものとする。

2 村長は、景観協定を認可したときは景観協定認可通知書(様式第15号)の交付により代表者に通知するものとする。

3 村長は、景観協定の認可をしなかったときは、その旨を記載した文書により代表者に

通知するものとする。

(変更届)

第 1 4 条 条例第 2 9 条第 2 項の規定による景観協定変更の認可の申請は、景観協定変更認可申請書（様式第 1 6 号）と、次に掲げる図書により行うものとする。

- (1) 変更後の景観協定書
- (2) 景観協定を変更した理由書
- (3) 変更後の景観協定区域を表示する図面
- (4) 法第 8 1 条第 1 項の土地所有者等の同意を証する書類
- (5) その他村長が必要と認める書類

(廃止届)

第 1 5 条 条例第 2 9 条第 2 項の規定による景観協定廃止の認可の申請は、景観協定認可廃止申請書（様式第 1 7 号）と、次に掲げる図書により行うものとする。

- (1) 景観協定を廃止する理由書
- (2) 第 1 2 条第 2 号に規定する要件を証する書類
- (3) 法第 8 1 条第 1 項の土地所有者等の半数の同意を証する書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

(取消通知)

第 1 6 条 村長は、条例第 2 9 条第 2 項の規定により景観協定を廃止するときは、景観協定認可廃止通知書（様式第 1 8 号）により代表者に通知するものとする。

第 6 章 雑則

(その他)

第 1 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

行為	図書			
	種類	縮尺	記載する内容	部数
建築物及び工作物の新築、増改築、外観の修繕	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300分の1以上	方位、敷地境界線、建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽の位置・種類・高さ及び本数	2
	平面図	200分の1以上		2
	各面の立面図	200分の1以上	正面及び側面	2
	外壁材等見本の写真等			2
	現況写真			2
建築物及び工作物の移転及び撤去	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300分の1以上	方位、敷地境界線、建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽の位置・種類・高さ及び本数	2
	現況写真			2
建築物及び工作物の外観の模様替え、色彩の変更	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300分の1以上	方位、敷地境界線、建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽の位置・種類・高さ及び本数	2
	外壁材等見本の写真等			2
	現況写真			2
土地の区画形質の変更	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	平面図	200分の1以上	縦・横断面の位置	2
	付近現況図	1000分の1以上	方位、行為地の境界線、等高線	2
	縦・横断面図	600分の1以上	行為の前後の状況	2
	計画図	付近現況図と同様	方位、行為地の境界線、宅地	2

			造成の場合は区画割、植栽計画	
	現況写真			2
地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	平面図	200分の1以上	縦・横断面の位置	2
	付近現況図	1000分の1以上	方位、行為地の境界線、等高線	2
	縦・横断図	600分の1以上	行為の前後の状況	2
	採取後の計画図面	付近現況図と同様	方位、行為地の境界線、植栽計画	2
	現況写真			2
屋外における物品の集積又は貯蔵	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300分の1以上	方位、行為地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、集積又は貯蔵する位置及び高さ、遮蔽物の位置・種類・構造及び高さ	2
	現況写真			2
広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はおれらの外観の変更	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300分の1以上	方位、敷地内の広告物の表示又は設置位置、既存の建築物等又は広告物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員	2
	計画図	50分の1以上	広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩	2
	現況写真			

別表第2（第5条関係）

行為		行為の規模	
建築物	新築	全て	
	増築・改築等で外観の変更を伴うもの、撤去、移転または外観の模様替え	床面積10平米を超えるもの	
	外観の模様替え、若しくは色彩の変更	行為に係る部分の面積が10平米を超えるもの	
工作物	新築、撤去、移転、外観の模様替え、または外観の変更を伴う修繕	さく、塀の類	高さ2メートルを超えるもの
		擁壁の類	高さ2メートルかつ長さ50メートルを超えるもの
		電波塔、物見塔、装飾塔の類 煙突、排気塔の類 高架水槽、冷却塔の類 鉄筋コンクリート、金属製の柱の類 彫刻、記念碑の類 電気供給又は有線電気通信に供する電線路又は空中線系	高さ15メートルを超えるもの
		観覧車等の遊戯施設の類 アスファルトプラント等の類 自動車車庫の用に供する立体施設 石油等の貯蔵、処理施設 污水处理施設等の類	高さ15メートル又は築造面積1,000平米を超えるもの
土地の区画形質の変更		面積が1,000平米又は法面の高さ5メートルかつ長さ10メートルを超えるもの	
地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取		高さ5メートル又は面積1000平米を超えるもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ15メートル又は1面の表示面積が15平米を超えるもの	
広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更		高さ15メートル又は1面の表示面積が15平米を超えるもの	

別表第3（第7条関係）

行為	図書		
	種類	縮尺	部数
景観重要建造物の増改築、外観の修繕、模様替え、色彩の変更	行為に係る面の立面図	100分の1以上	2
	外部仕上げ材見本		2
	現況カラー写真		2

